

東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛について

令和3年4月1日
福島県農林技術課

東日本大震災の被災地では、平成25年10月1日から「土工」及び「コンクリート工」の標準歩掛日当たり作業量の補正を行ってきましたが、施工実態を踏まえ一部を見直し、今回、「コンクリート工」の補正を廃止する改正を行いました。

- 対象工事
福島県が発注する工事で土地改良事業等請負工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領により積算する工事。
- 適用年月日
令和3年4月1日以降起工する工事
- 改正の内容
コンクリート工
コンクリート打設を伴う工種について日当たり作業量の10%補正を廃止します。

※土工（掘削～土の敷均し・締固めまでの一連作業）
掘削・敷均し・締固め作業を行う工種について日当たり作業量の20%補正は継続します。
- その他
詳細は、東北農政局、林野庁及び関東森林管理局ホームページをご覧ください。